

返戻金制度について

当社の紹介により就職した者が、入社後1ヶ月以内に本人の都合による退社または本人の責めに基づく解雇により雇用契約を終了した場合、以下に定める金額を紹介手数料より求人者へ返還します。

入社後1ヶ月以内に雇用契約を終了した場合 紹介手数料の50% 返戻
なお、返戻金については、翌々月10日に支払う手数料から返戻額を差引かせて頂きます。

また、返戻金制度は有料職業紹介契約書により別の定めをする場合があります。

許可番号 35-ユ-300105

事業所の名称及び所在地

株式会社ベリーヒューマン 山口県山口市大内北矢田一丁目18番20号
